

第9章

労働：改革と争議、独立系労働組合をめぐる

井堂有子

はじめに

本章では、2013年7月から2015年末までのスィーサー体制形成期を中心に、エジプトにおける労働問題の諸相を考察する。

ムバーラク政権末期のアフマド・ナズィーフ内閣（2004年7月～2011年1月）は、民間重視の経済改革を掲げて6～7%台の高い経済成長率を達成したが、「安定雇用の創出なき経済成長」であったとも評価される（世界銀行 [2014]）。2006～2008年の世界金融・食料危機という国際環境の不安定化を遠景に、高まる国内の不満は、ムスリム同胞団等の様々なアクターが存在する中、大きく二つの社会運動の潮流を形成していた。一つは街路政治の前面に現れた民主化運動であり、いま一つは各地の争議を通じて政権を揺さ振り続けた労働運動である。2011年「1月25日革命」前夜は、これら二つの潮流が共鳴し、「パン、自由、社会的公正^①」に象徴される様々な主張を掲げた大きな社会運動へと収斂していた（清水 [2011]；長沢 [2012a]；金谷 [2012]；鈴木 [2013]；加藤&岩崎 [2013]）。

「革命」の一翼を担った労働運動の新たな争点は、官製労働組合への不満を背景に2000年代後半から増加していた独立系労働組合である^②。彼らは「1月25日革命」直後、活動の自由度を一時広げたが、ムルスィー政権退陣を求める2013年6月30日のデモ、7月3日の軍部介入^③を経たスィーサー政権樹立以降、軍主導体制が固まっていくなか、再び国家の管理下に置かれつつある（Ramadan and Adly [2015]）。革命の担い手でもあった労働者の置かれた環境はどのように変化し、そして彼らは具体的に何を求めてきたのか。

本章では、スィーサー体制形成期を中心に、エジプトの労働問題の諸相—改革と争議、独立系労組の課題—を考察する。第1節は、問題背景として2000年代のナズィーフ内閣前後からスィーサー体制形成期までの労働政策の変遷を概観する。第2節は、国内独立系

① 「社会的公正」の箇所に「尊厳（カラーマ）」が掲げられる場合も多い。

② 第3節で考察するように、官製労働組合をエスタブリッシュメントな組合とするならば、エジプトでの独立系労組は日本でいうところの「ユニオン」に近い。

③ 2013年7月の軍部の介入を「クーデター」と呼ぶか「革命」と呼ぶかについてはエジプト内外で複数の見解がある。

シンクタンク「エジプト社会経済権利センター（ECESR）」のデータに依拠しながら、労働争議・抗議活動の数的変化とその主張内容を確認する。第3節は、2011年の「1月25日革命」以降に急増した独立系労働組合に着目し、彼らがどのような課題に直面しているのかについて検討し、最後に今後の展望を考察する。

第1節 政府の施策の変遷とその評価

本節では、2000年代のナズィーフ内閣前後から革命を経てスィーサー体制形成期に至る期間の労働関連の政府施策を確認しておく。第2節で詳しくみるように2000年代半ばから労働争議が増加していたが、この背景には、政府施策の転換と労働市場の不安定化、実質賃金の低下の問題があった。以下、主要な論点である労働法改正と民営化、さらに公務員法改正と賃金政策を考察する。

1.1 2000年代の労働政策の大きな変化

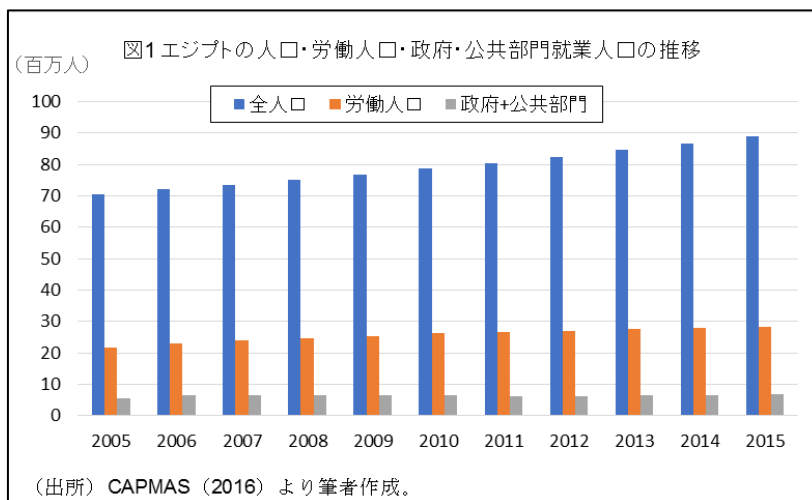
エジプトの代表的な労働政策は、1952年7月革命を経た「アラブ社会主義」時代に導入された雇用保障政策と賃金政策である（柏木 [2008]）。「アラブ社会主義」下では、国家があらゆる部門に介入する体制が成立したが、労働部門においては、公的部門を中心とする労働者と農民の権利を保護する制度が構築された。次第にこの制度は歪な構造的課題を生み出し、この制度の転換を図ろうとしてきたのが「長すぎる移行期」としてのサダト＝ムバラク期（長沢 [2012b]）であった。

(1) エジプト労働市場の特徴

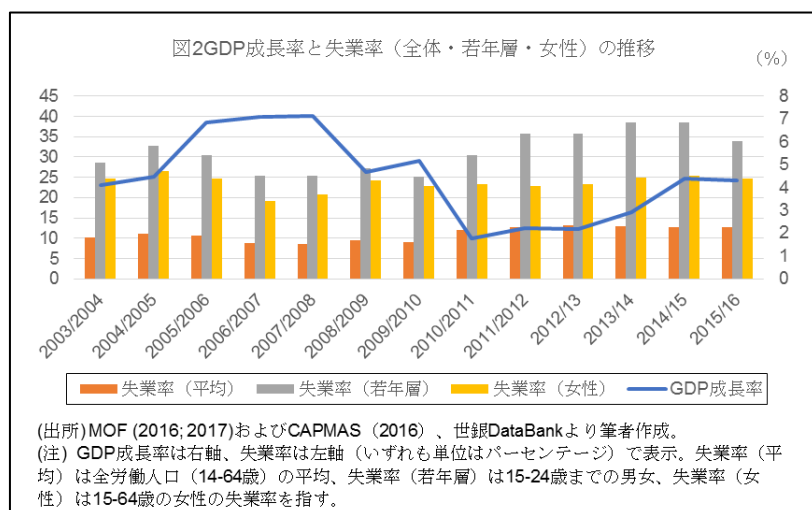
エジプトの労働市場は、政府統計では大きく政府・公共部門と民間部門に分けられる⁽⁴⁾。1980年代以降、政府・公共部門は雇用全体の約3割～4割を占めてきたが、ナズィーフ内閣以降は620～640万人前後、全体の3割弱（24%～27%）で推移してきている（図1参照）。また民間部門の雇用は、約9割が零細・中小企業⁽⁵⁾による。政府部門の雇用が停滞する一方で、零細・中小企業を中心とする民間部門は労働市場への新規参入者を安定的に吸収できない構造が続いてきた。

⁽⁴⁾ その他、外国企業や市民団体等。

⁽⁵⁾ ここでの零細企業の従業員数は1～4名、小規模企業は5～9人、中規模企業は10～99人、大企業は100人以上を想定。世界銀行[2017;134-135]を参照。



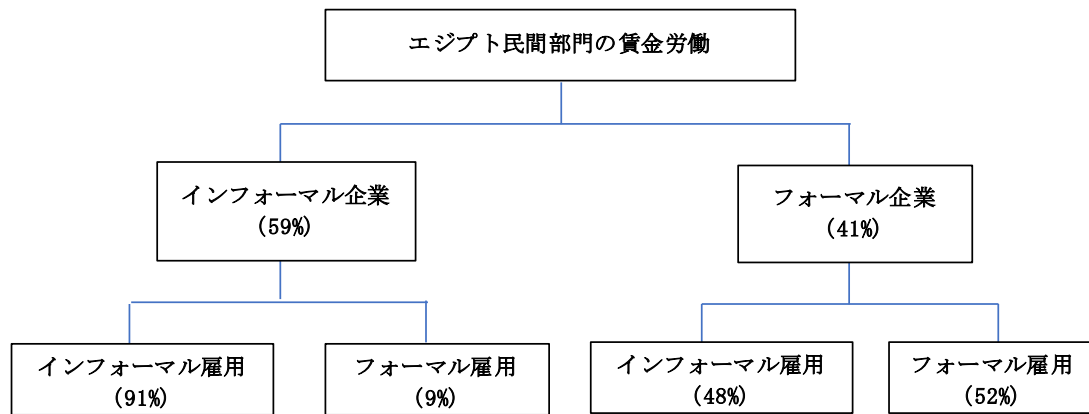
経済成長が失業率に与える影響について、世界銀行の調査(2014)によると、諸外国に比べ、エジプトではこの相関性の弱さが指摘されている。この理由として、高度成長期の2000年代半ば以降、雇用創出に繋がる産業政策や投資政策が欠落していたことが挙げられる。ナズィーフ期の高度成長率期間には失業率も若干減少していたが(図2参照)、この失業率の推移には反映されない諸側面—業種や雇用契約、任期、社会保険の有無といった雇用形態の変化、ジェンダー間・地域間格差、実質賃金の下落等—にも留意する必要がある。また、近隣諸国と共通した失業の特徴として、特に若年層と女性の失業率の高さが深刻な課題として指摘されてきた(加藤・岩崎 [2013]、岩崎 [2017])⁶⁾。エジプト方言で「コーサ(ズッキーニ)」と呼ばれる就職面での人脈(コネ)の問題も革命前後を通じての課題である。



⁶⁾ 社会保険等のない民間零細中小企業雇用よりも安定した政府雇用を望む若年層の「ミスマッチ失業」について、岩崎 [2017, 98-100]参照。

政府・公共、民間部門の区分と並行して、インフォーマル部門・雇用の問題がある。2000年代以降の法整備の変化と労働市場の不安定化を背景として、近年改めて注目されている⁷⁾。世界銀行 [2014]の区分によると、現在のエジプトでは民間部門での雇用全体の7割強がインフォーマル雇用に相当する（図3参照）。図3での「フォーマル企業」は営業許可と登録を行っている企業、「インフォーマル企業」は営業許可も登録も行っていない企業を指し、「フォーマル雇用」は社会保険に加入しているか雇用契約書を取り交わしているかいずれか（あるいは両方）の雇用形態、「インフォーマル雇用」はそのいずれも行っていない場合の雇用形態のことを示している。全体として複雑な状況になっていることが窺われる。

図3 エジプト民間部門「インフォーマル雇用」の分類



（出所）世界銀行（2014），p. 157より抜粋。

（注）エジプト労働市場パネル調査(2012)を元に推計したもの。

(2) 揺らぐ雇用保障政策

「アラブ社会主義」体制下に基盤が成立したエジプトの雇用保障政策は、高校や大学、専門学校を卒業者を政府機関や公共企業での雇用を保障する意図から開始された。この政策は、政府が主要な雇用者になることで実質的な失業対策として一時機能したが、政府・公共企業での過剰雇用という構造的な問題⁸⁾をもたらした（清水 [1992]、河村 [2015]）。全就労人口の4分の1ともされる公務員数の増加を背景に、政府・公的部門の人件費増に繋がった。この政策は、2004年7月のナズィーフ内閣期に凍結された。

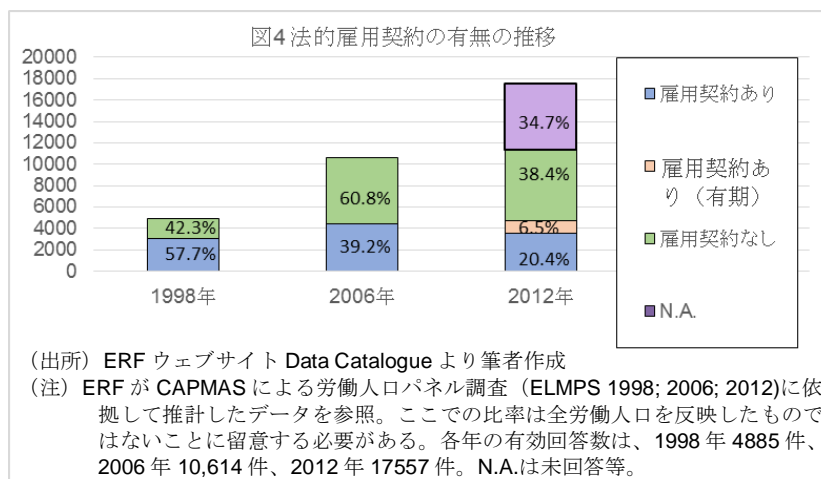
⁷⁾ エジプトのインフォーマル雇用の古典的な研究として Abdel-Fadil [1980]、近年の研究として AfDB [2016]; Wahba and Assaad [2015]; Nazier and Ramadan [2014]などを参照。

⁸⁾ この大卒者の就職保証の導入は、「(当時の)他のアラブ諸国のなかでは最も政府の介入の深さを示す指標となっている」という指摘もある（清水 [1992]）。

<2003年統一労働法の制定>

2000年代の労働政策で最も重要な動きはナズィーフ内閣成立直前の2003年に導入された「統一労働法」であり、雇用保障政策の大転換を促した⁽⁹⁾。同法は6部で構成される包括的内容である。「正当な理由」による被雇用者の解雇が容易となったほか、(平和的な)ストライキの許可、基本給の最低上昇年率の設定、安全基準の設定、職業訓練の義務化等が規定された。政府見解として「労使関係の安定化と被雇用者の権利の保護」を目的に制定された同法であった。しかし、エジプトでは雇用契約のないインフォーマル雇用が元々問題となっていたが、同法制定後、この傾向はさらに増加したと考えられる(図4参照)。

また2003年労働法で最も重要な転換として批判されたのが、「臨時雇用(temporary)」と呼ばれる任期付き雇用の解禁であった。従来、雇用者は試用期間後に労働者を任期なしで雇用するか、あるいは解雇するかいずれかの選択が義務付けられていたが、同労働法ではこの任期付き雇用の契約更新が上限なく許可されることとなった⁽¹⁰⁾。この雇用契約では、労働者の所属組織の労働組合加入や組合選挙への投票等の権利が認められず、同法で許可されたはずのストライキの権利も実質認められなかった。従来の労働市場調査では契約形態による区分は集計されていなかったが、図4にみられるように、労働市場パネル調査2012年で雇用契約の有無に加えて、契約の任期の有無や任期付きの場合の期間についての質問が追加されるようになった。この任期付き雇用での労働人口は全労働人口中、約50万人という数字が報じられるが⁽¹¹⁾、実態はこれよりも多い可能性もあり、「公共企業の中でさえ任期付き雇用契約による労働者が任期なし雇用契約の労働者よりも多い職場もあった」という報告もある(The Solidarity Center [2010])。



⁽⁹⁾ 2003年労働法は、官製労働組合であるエジプト労働組合連盟(ETUF)が10年近く抵抗した後、最終的に合意した。同法ではEUTFが唯一の合法的労働組合と規定される。

⁽¹⁰⁾ 2003年労働法第104条～第108条を参照。

⁽¹¹⁾ たとえば、Daily News Egypt [2013] *The minimum wage' defeat for ten million*, 2013/09/23を参照。同記事では、政府・公共部門労働人口を「480万人」としており、通常言及される「600万人以上」より大幅に低く見積もっていることに注意が必要。

<民営化の加速化>

労働法改正とともに雇用保障政策の転換を推進したのは民営化であった。1991年にエジプトが合意したIMF勧告に基づく経済改革・構造調整プログラム（ERSAP）の主要項目であった民営化は、ナズィーフ期に加速した。2009年までには382の国営・公共企業が完全・部分的に民営化され、売却額は94億米ドルに達した。特に高い経済成長率を示した2004年から2006年の3年間だけで77社（年平均で25社、1991年から2004年までは年平均10社）が民営化された。民営化後の各企業のパフォーマンスにはばらつきが指摘されたが、民営化した企業全体で約75%の雇用が失われた（Badr El-Din [2014]）。

こうした「不評」な民営化が進められるなか、売却額の査定をめぐる不正の噂や経営難・業績不振の責を問われない経営層に対する労働者側の不信感は募っていった。売却後に残った労働者にとっても労働時間や賃金等の待遇の悪化が報告され、2007年から2009年までの国際食糧危機の影響を受けた食料品価格の高騰と併せ、労働者の不満はさらに高まった（金谷 [2012]、The Solidarity Center [2010]）。

<インフォーマル雇用の増加と社会保険未加入問題>

本節1.1の図3で確認したように、労働法改正や民営化の推進を背景に、インフォーマル雇用の増加が改めて問題化している。エジプトの労働市場の実態把握は困難な状態が続いてきたが、エジプト労働市場パネル調査（ELMPS）の実施により、近年分析が進められている（岩崎 [2017]）。たとえば、同調査の3年分（1998年、2006年、2012年）のデータを用いたRoushdy and Selwaness [2014]の分析は、民間部門における雇用契約の有無や社会保険の適用の有無等について考察している。これによると、いずれの年も調査対象となった民間部門の賃金労働者全体の7割以上が社会保険の対象外となっていた。フォーマル雇用であっても6割以上、インフォーマル雇用に至っては96～98%が社会保険加入対象外となっていたことが指摘される。

(3) 名目化する賃金政策：実質賃金の低下と格差の拡大

労働政策のもう一つの柱であった賃金政策は、政府・公共部門の就業者を対象に、物価上昇率に応じて基本給を毎年一定率底上げするというものであった。公務員の生活の保護を目的としたものであったが、人件費の増加の原因になりこそすれ、実質賃金の低下の問題を食い止める策とはならず、公務員賃金が法定最低賃金水準となるという状況にも至った。そうした背景の下、補助金制度が公務員救済の実質的な手段となっていたことが80年代から指摘されてきた（長沢 [1984]、清水 [1992]）。補助金支出対象は、サダトによる1974年インフイターフ（門戸開放政策）時代に広範囲な生活物資に広がった後、ムバーラク期に徐々に削減されたが、食料品価格の高騰時には補助金拡大により対応した（第8章参照）。一方、2000年代の実質賃金低下に対しては、大幅な賃金体系見直し等政策手段は講じられないままであった。次項に述べるように、それは公的部門の改革に直結する構造的課題であった。

め、政治的リスクから改革は延期されてきた。

2000年代の実質賃金の低下に関して、カイロ・アメリカン大学の労働経済学者モナ・サイードがエジプトの代表的労働調査（1988年と1998年のエジプト労働市場調査、2006年と2012年のエジプト労働市場パネル調査）を踏まえて分析している（Said [2015]）。1988年と98年、2006年と12年は、いずれもムバーラク期の市場志向型の経済改革期であるが、前者と後者の期間では改革の速度が異なり、後者は民営化が加速し、元国営企業での早期退職の勧告や補償が進められ、雇用が不安定化した期間であった。同論文によると、後者の期間では、全体的に実質賃金が低下し、性別や地域別、学歴、業種別や官民間での賃金格差も拡大した。特に注目されるのが、2006年以降、従来は相対的に低賃金な若年層や農業従事者、上エジプトの農村部住民の賃金が上昇した一方で、従来は高賃金であった大卒者や大カイロ圏住民の賃金が伸び悩みか低下した点である（表1参照）。全期間で、民間部門の実質賃金が最も低く、かつ政府機関よりも経済活動により利益のある国営・公共企業の実質賃金が高いことが確認される。なお、この傾向は80年代より指摘されてきた（清水 [1992]）。

表1 エジプトの実質賃金の推移（平均値：1988-2012年）

		平均実質賃金						
		(2012年エジプト・ポンド)				変化 (%)		
		1988	1998	2006	2012	1988-98	Jun-98	Dec-06
全体平均		859	675	803	900	-21	19	12
性別	男性	934	703	826	900	-25	18	9
	女性	678	572	747	800	-16	31	7
年齢	15-24	627	487	560	700	-22	15	25
	25-34	768	597	767	845	-22	28	10
	35-49	1062	731	895	993	-31	22	11
	50-64	1137	942	1180	1176	-17	25	0
地域	大カイロ圏	1137	885	1075	1000	-22	21	-7
	アレクサンドリア&スエズ	1024	843	983	1000	-18	17	2
	都市部デルタ	904	703	852	900	-22	21	6
	農村部デルタ	783	654	826	891	-17	26	8
	都市部上エジプト	705	585	734	800	-17	26	9
	農村部上エジプト	705	509	672	850	-28	32	27
教育	非識字	705	526	639	751	-25	21	18
	ディプロマなし識字	904	590	734	776	-35	24	6
	小学校	940	691	708	800	-27	2	13
	中学校	979	703	843	850	-28	20	1
	普通科高校	1431	984	934	900	-31	-5	-4
	職業訓練高校	776	596	767	900	-23	29	17
	専門学校	949	678	897	1000	-29	32	11
大学以上	1311	928	1119	1083	-29	21	-3	
部門	農業	627	487	553	712	-22	13	29
	工業	1055	731	826	950	-31	13	15
	サービス	866	646	852	900	-25	32	6
官民	政府	814	614	858	950	-25	40	11
	公共企業	1175	913	1147	1227	-22	26	7
	民間	783	688	747	845	-12	9	13

出所：Said (2015), p.9

注：実質賃金は、2012年のインフレ率と為替レートを考慮して算出したもの。

1.2 スィーサー政権下での施策の展開

(1) 公務員法改正：社会的安定と効率性のディレンマ

前項で概観したとおり、ナズィーフ内閣は、学卒者雇用の凍結や民営化を通じて、長年の争点であった政府・公共部門改革を部分的に進めようとしていた。2010年当時のエジプト全労働人口は約2618万人、うち約640万人（労働人口の4人に一人）が公務員であった。この数字が「過剰」なのかどうかについては国内でも一部疑問の声もある一方、財政支出（年間1260億LE、約1572億円）に見合う効率的な公共サービス⁽¹²⁾の提供や蔓延する腐敗・汚職の防止を求める認識は国民の間でも広く共有されてきた（Adly [2016]）。

新公務員法（2015年第18号法）はこうした文脈でムバーラク期より準備されてきたものであり、スィーサー政権下の2015年4月に大統領令によって公布された。しかし、2016年1月20日、新たに発足した議会によって否決され、その後も討議が続いている⁽¹³⁾。具体的にはどのような内容であったのだろうか。

2003年労働法が民間部門を対象とした法規制であったのに対し、同法案は専ら政府機関の公務員を対象としている。全体の構成は9部からなっている。すなわち、①一般規定、②職務と職務関係、③パフォーマンス評価、④異動、出向、再任、交替、⑤賃金、⑥休職、⑦職務中の行動・規律、⑧契約終了、⑨移行期間の取り決め、である。

同法が改革推進者から「包括的な公共部門改革」と評価が高いのは、政府・公共部門に民間企業の人材育成アプローチを導入しようとしているからである。すなわち、透明性の高い空席情報の公開、採用基準の統一化、変動報酬制導入による基本給比率の増加、自発的早期退職制度の設置、各省庁での新規常任事務職の設置、管理職の任期の上限設置、育児休暇の期間延長、職員のパフォーマンス評価とキャリア向上の機会の提供などであるという（Ahram Online 2015年8月19日）。

しかし同法案に対しては、2015年の公布以降、各地で公務員等による抗議活動が展開されてきた。各地での賃金未払い問題、物価上昇が続いていることを背景に、インフレ率が10%を超える時代に賃金増加率5%では生活できないとの批判も出された。反対意見はほぼ賃金に集中しており、新制度の導入にかかる補填や説明が不十分なことが窺われる。議会での否決により法案は内閣に差し戻された後再び審議されているが、長年エジプト社会に根付いてきた雇用保障制度を転換させることが容易ではないことを示していると言える。

(2) 「公正」な賃金政策をめぐって：最低賃金と最高賃金の設定

<最低賃金>

⁽¹²⁾ エジプトの公務員一人あたりの生産的労働時間は一日に27分、という驚くべき批判もある（Al Tamimi & Co. [2016]）。公務員一人あたり何人の市民に貢献できるかという点で、エジプトは13人、インドネシアは54人、モロッコは38人という指摘もある（Golia [2015]）。

⁽¹³⁾ その後、2016年7月に国会承認。

前項で2000年代の実質賃金低下の問題を確認したが、賃金問題はエジプトの労働運動の主要テーマの一つであり続けてきた。近年の発端は、物価上昇に伴い実質賃金が停滞ないし下落してきたなか、2008年2月のマハッラ・アル・クブラーの争議の中で1,200LE（2008年当時の為替レートで約1万7500円）という最低賃金の要求であった。「1月25日革命」を経て、2013年9月、当時の暫定政府ハーズィム・ベブラーウィー内閣は「2014年1月から実施する」と発表した。高まるストの中で同年2月後半、同首相は突然辞職した。

ベブラーウィー内閣が残した賃金に関する法律は、2014年第63号首相令（2014年1月18日付）である。同法令は4条からなる短いものであるが、最低賃金だけでなく、最高賃金の設定と併せた内容であった。その第1条に以下のような規定がある。

公的基金ないし政府保有の機関や組織から、独自予算を保有する政府行政機関や地方行政、あるいは一般・国立・経済・サービス機関で勤務する者（臨時雇用、終身雇用のいずれでも、また顧問や現地専門家、その他どのような職務でも）に対する純収入は、最低限（筆者注：原文のまま）の35倍、あるいは4万5000L.E.を超えないものとする。（2014年1月18日付首相令第64号法）⁽¹⁴⁾

物議を醸してきた最低賃金1,200L.E.は、法令では数字として明記されず、設定された最高賃金から計算して理解される文章の組み立てとなっている。2014年7月に成立したスィーサー政権はこの法令を引き継いだ形となっているが、物価高騰が続くなか、2008年の争議以降独り歩きしてしまった「1,200L.E.」という額自体の妥当性を疑う議論もある。

さらに独立系労働組合関係者からは、「政府・公共部門と民間部門を区別しており、全労働人口の4分の1しか恩恵を受けない」という批判もなされてきた（Al-Maṣrī al-Yawm 2013年9月24日）。エジプトにおける公的部門の最低賃金引上げが民間部門にも適用された場合、インフォーマルセクターに従事する労働者にどのような影響が及ぶのか等についても、近年研究が進みつつある（世界銀行 [2014]）。

最低賃金の引き上げをめぐっては、世界中で議論が同時代的に展開してきているが、前項で確認したように、エジプト国内の議論は「アラブ社会主義」時代に起因する雇用保障政策と賃金政策の崩壊、これに代わる新たな制度構築の必要性という文脈のなかで議論されなければならない問題である。一方で、エジプト政府による最低賃金の設定を不服とした仏系企業がエジプト政府を訴える、という事態も報告されており⁽¹⁵⁾、国内の賃金問題が国内問

⁽¹⁴⁾ 傍線は筆者による。Prime Minister Decree No. 63 dated the 18th of January 2014.

⁽¹⁵⁾ 廃棄物処理分野の仏企業 Veolia 社は、世界銀行出資のアレクサンドリア県での温室効果ガス削減事業に参入していたが、政府の最低賃金引上げによる人件費上昇を不服として、2012年にISDS（投資家対国家の紛争解決）条項を根拠にエジプト政府に訴訟を起こした。この訴訟は国際的注目を集め、ISDS条項を含むTTP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対する論者から事例として紹介された。2015年5月14日のバーニー・サンダース米上院議員によるTPP反対演説を参照（<https://www.youtube.com/watch?v=O8JNkW7kSmE>）。

題に留まらないグローバル経済の時代の課題であることも確認できる。

<最高賃金>

最低賃金問題と連動して議論が進んできた政府高官の最高賃金設定は、「社会的公正」を求める声とともに「1月25日革命」以降各方面から批判の声があがっていた問題である。スィーサー大統領は就任直後に自らの給与の半額を返上し、エジプトのための基金に寄付することを表明したが、最高賃金設定に反対する声は各方面から挙がった。元国際労働機関（ILO）エコノミストで、「1月25日革命」直後に財務大臣を半年間務めたサミール・ラドワンは、「ポピュリズム的措置であり、本当の社会的公正は税制度改革を通じてなされるべきである」と批判した。ベブラーウィー内閣で財務大臣を務めたアフマド・ガラール（元世銀エコノミスト）は「政府・公共部門と民間部門双方の賃金体系の明確化、労働市場と賃金体系の全体的見直しが必要」と指摘しつつ、「政府・公共部門には最高賃金を設定しても、民間には設定しないほうがいい」とコメントしていた（井堂 [2014]）。

2014年7月、最高賃金設定については「警察や軍部、法曹界はこの対象外」と一時報道されたが、ハーニー・カドリー元財務大臣はこの情報を否定した。しかし2015年3月、国家評議会は「法曹界は同法の対象とはならない」という見解を発表した。銀行業界は、中央銀行総裁が早々に「銀行は対象外」と発言する等、（民間を含む）業界全体が徹底した反対姿勢を貫き、同法制定後は140人の銀行取締役らが辞表を提出した。輸出開発銀行が主導した訴訟も最終的には行政裁判所が認め、同年11月、エジプトの国営銀行11行が同法の対象外と認められた⁽¹⁶⁾。同様な抵抗は各業界でみられたが、最高賃金導入により35～40億エジプト・ポンドの歳出減に繋がるという財務大臣発言も報じられた（Aggour [2016]）。

以上、2000年代からスィーサー政権に至るまでの労働部門における政府の施策の変遷を中心に概観してきた。大きく「アラブ社会主義」時代の国家介入型システムから、官民含めて労働市場の流動化を図ろうとしてきていることが確認される。エジプト独自の賃金体系の問題はあるが、最低・最高賃金をめぐる議論も、たとえば「我々は99%」と訴えたウォールストリート街占拠運動の主張と驚く程共通している。一方で、抜け道はあるにせよ、最高賃金設定はムバーラク政権下ではありえなかった決定であることを踏まえると、労働部門におけるムバーラク期の改革の方向性は、2008年の国際金融危機と食料危機、そして「1月25日革命」で一時休止状態を経て、スィーサー政権に大きなところで継承されつつ、やはり革命の影響が認められるといえよう。

⁽¹⁶⁾ 中央銀行によるとエジプト国内には40の国営・民間銀行が操業するが、国営銀行11行は次の通り：National Bank of Egypt (NBE)、Banque du Caire、United of Bank、Housing and Development Bank、Export Development Bank、Bank Misr、Principal Bank for Development and Agricultural Credit (PBDAC)、Arab Investment Bank (AIB)、National Investment Bank (NIB)、Industrial Development and Workers Bank of Egypt。

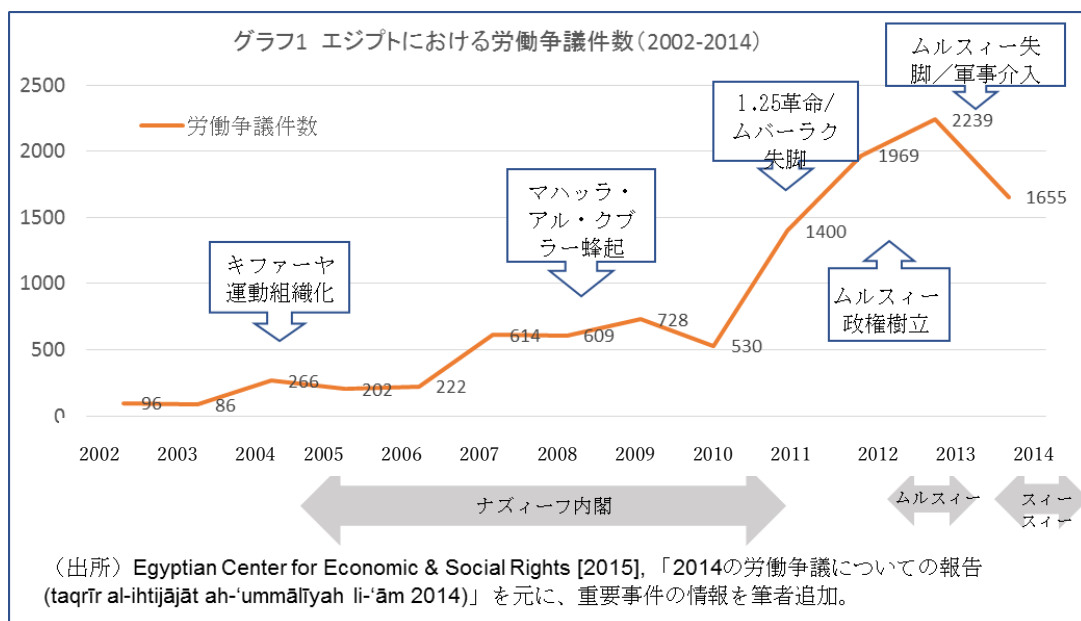
第2節 労働争議の広がり と 取締り強化の傾向

2.1 労働争議の内実

第1節で概観してきたような労働をめぐる法規制や労働保護環境における大きな変化を踏まえ、本節では、労働者の側の反応はどのようなものであったのかについてみていきたい。具体的には、時系列的にみた抗議活動の件数の変化や地理的分布、部門別の参加者の構成、その主張内容を確認する。

(1) 争議件数の推移

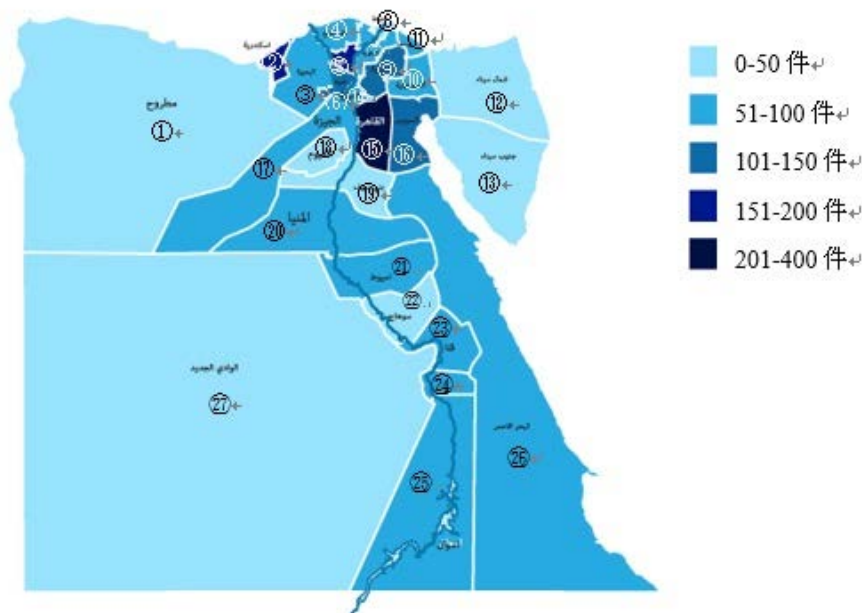
まず争議件数であるが、2002年から2014年までの件数を確認する（グラフ1参照）。一見して確認できるように、争議件数は経済改革を推進したナズィーフ内閣期に増加傾向となり、「1月25日革命」前夜から急増し、2012年にピークを迎えている。その後、2013年半ばのムルスィー大統領の失脚と軍の介入以降に減少する。前節で確認した通り、この争議件数の減少は、労働環境の改善と労働者の満足度の向上によるものではなかったと考えられる。政府に批判的な独立系メディアでの報道や多くの論者が指摘する通り、軍主導の政権による締め付け強化によるものとみるのが妥当であろう。2015年以降の争議数を報告するECESRのウェブサイトの該当ページは閲覧が2017年以降できなくなっていたが、「ECESRの報告」として伝える報道によると、2015年の争議数は1736件、2016年の争議数は726件であったという（Mada Masr 2016年12月26日付；2017年1月24日付）。



(2) 争議の地理的分布

次に争議の地理的分布として、ECESR が取り纏めた 2014 年の地図を参照する（図 5 参照）。カイロ（図中の⑮）やアレクサンドリア（同②）といった大都市部において頻発していることが容易に確認できるほか、エジプト最大の繊維企業である国营ミスル紡績社⁽¹⁷⁾が存在するガルビーヤ県（マハッラ・アル＝クブラー：同⑤）やスエズ運河公社が存在するスエズ県（同⑯）等でも高い発生率となっている。いずれも伝統的に労働運動が盛んな地域である。この他、デルタ地方と上エジプト地方でも同様な件数で発生している一方、人口が少ない辺境県（北シナイ県、南シナイ県、マトルーフ県、ニュー・バレー県）では件数が低めとなっているが、全国的に発生していたことが確認される。

図 5 県別にみた労働者争議の分布（2014 年）



出所：ECESR (2015)を元に、県名を筆者追加。

注：各県名は次の通り。①マトルーフ、②アレクサンドリア、③ブハイラ、④カフル・シェイフ、⑤ガルビーヤ、⑥メヌフィーヤ、⑦ダカフリーヤ、⑧ダミエッタ、⑨シャルギーヤ、⑩イスマイリーヤ、⑪ポート・サイド、⑫北シナイ、⑬南シナイ、⑭カリュビーヤ、⑮カイロ、⑯スエズ、⑰ギザ、⑱ファイユーム、⑲ベニ・スエーフ、⑳ミニヤ、㉑アシュート、㉒ソハーグ、㉓ケナ、㉔ルクソール、㉕アスワン、㉖紅海、㉗ニュー・バレー

(3) 部門別にみた争議参加者の比率

グラフ 2 が示す通り、労働争議に参加する労働者の比率は、圧倒的に政府部門（63%）が

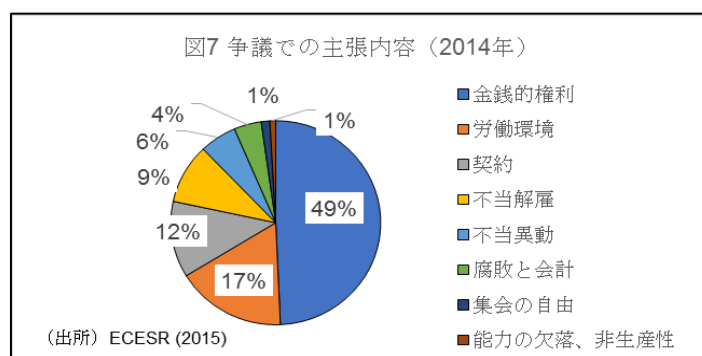
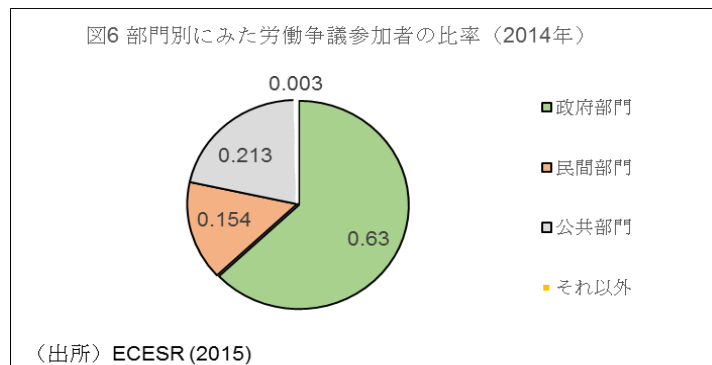
⁽¹⁷⁾ ミスル紡績織物会社は 1927 年に設立されたエジプト最大の紡績関連会社（マハッラ本部）。労働運動の中心として知られる。労働者数約 2 万～2 万 5000 人。

多く、公共部門労働者（21.30%）と併せると、8割以上が政府・公共部門の労働者によるものとなる。民間部門は15.40%に留まっている他、インフォーマル部門の就業者と考えられる「それ以外」は0.30%とほんの僅かな参加率しか記録されていない。

なお、この ECESR のデータには、参加者の組合員情報（官製労働組合員か、独立系労働組合員か、あるいはいずれも未加盟か）や雇用契約情報（いわゆる正規・非正規、雇用契約の有無）が含まれていない。すなわち、このデータからは、たとえば政府・公共部門の労働者で独立系労組の立場から争議に参加したものがどれくらいいたのか等、一步踏み込んだ分析が困難である。管見の限りにおいて、エジプト全体での争議の量的・質的フォローを長期的に継続して行っているのはこの ECESR のみであるが、今後何らかの補足的な情報収集・調査手法を通じた研究が待たれる。本章では、第3節で考察する労働組合運動の文脈での考察に制約があることを指摘しておきたい。

（4） 争議での主張内容

グラフ3で明らかなように、争議に参加した人々が掲げる議題内容の半数は「(賃金やボーナス等の) 金銭的な権利」に集中していた（49%）。その他、「労働環境」（16.90%）、「不当な解雇や異動」（15.10%）、「契約」（12%）と、それぞれ個別の緊急課題が続く。一方で、「汚職」（4.20%）や「集会の自由」（1.50%）のといった、より政治的で構造的な改革が必要とされるテーマに関する要求は圧倒的に少ないことが顕著である。参加者の緊急課題に対する改善要求が、争議への参加の動機付けとなっていることが窺える。



2.2 治安当局と司法による取り締まりの強化

グラフ1で確認した2013年半ば以降の争議件数の減少は、決して「交渉の成果」によるものではなく、治安当局による取り締まりの強化によるものであった。たとえば、2013年8月に発生した民間のスエズ製鉄会社と Scimitar 石油会社（重油生産を取り扱うカナダ系企業）でのストライキに対しては、治安部隊が介入（それぞれ8月12日と17日）し、争議のリーダー格であったメンバーが取り抑えられた。同月21日には、スエズ製鉄会社の組合リーダーが逮捕され、全体で同社のストライキに参加した14名が起訴され、解雇を通知されるに至った。ストライキの参加者の要求は、未払い給与・ボーナスの支払い、不当解雇された同僚たちの再雇用、賃金上昇や労働環境の改善であった(Charbel [2013])。

治安部隊による介入は2015年に入っても報じられている。たとえば、同年9月、「新公務員法」（同年3月に公布されその後撤回）に反対する公務員の「タダームン（連帯）調整委員会」のメンバー（主催者発表300人以上）がフスタート公園で座り込み抗議活動を予定していたが、治安部隊により同公園は閉鎖されてしまった。また同年10月には、前述のマハッラ・アル・クブラーでのストライキ中、ボーナスの支払いを求める労働者に対して治安部隊が発砲の構えを見せて威嚇したことなども報じられている(*Egyptian Street* [2013])。

独立系労働組合連盟のメンバーでありエジプトの労働問題の研究者として著名なラマダン・ファーティマによると、「テロとの戦い」を掲げ「ムスリム同胞団」に対する警戒姿勢を強める当局は、労働運動も「社会を不安定化させる動き」として取り締まりの対象とみなし、時に「ムスリム同胞団」との関連性を強調する傾向がある、という(Charbel [2013])。

以上、労働部門の法整備や労働環境の変化を前に、人々がどのような主張で抗議を行っていたのかについて考察した。改めて確認しておきたいことは、スィー・スィー政権成立前後での争議数の低下が必ずしも労働者側の主張の解決によるものではない、という点である。これを踏まえた上で、次節では人々の抗議活動の受け皿としてのエジプトの労働組合の展開をみていきたい。具体的には、労働運動の担い手としてエジプトの労働組合を官製と独立系に分けて概観する。

第3節 エジプトの労働組合

エジプトにおける労働者の権利獲得を目指す運動は古く、英国統治下時代の1909年には最初の保護的な労働法が制定されている。英国からの独立運動を求めた1919年革命の頃にはストの実施が記録されているほか、1921年頃までにはカイロやアレクサンドリア、スエズ地域を中心に約95の労働組合が結成され、全体で約2万人が加盟していたとされる(The Solidarity Center [2010])。主にナセル期以降からムバーラクの民営化時代を通じてエジプトの労働運動を考察した Posunsney の研究によると、エジプトの労働組合は、まず権威主義体制とコーポラティズムの翼賛組織として、しかし同時に民営化当初は中心的な抵抗勢

力として機能した側面もあったことが指摘されているが、サダト期からムバーラク期にかけて増加した組合は官製労組の域を超えるものではなかった (Posunsney [1997])。

3.1 官製労働組合と独立系労働組合

(1) 官製労働組合

エジプト労働組合連盟 (Egyptian Trade Union Federation: 以下、ETUF と省略) は国内で唯一の法的に認可されてきた官製労働組合である。ETUF は、ナセル大統領 (大統領任期 1956-1970 年) による経済部門の国有化にあたって、コーポラティズム体制の担い手として 1957 年に設立された。この時代に形成された国家と政府・公共部門労働者との間の「暗黙の契約」により、労働者はストライキ等の権利を放棄する一方、補助金付きの安価な基礎物品の配給などを通じ生活面での権益が守られるという、政治的自由と社会保障の引き換えが行われた (長沢 [1984])。長らく ETUF は、「暗黙の契約」の一方の当事者として独占的地位にあったのである。同連盟の公式な組合員数は約 600 万人と、エジプトの労働人口の約 5 分の 1 に達する⁽¹⁸⁾。長年にわたって政府・公的部門の労働者はほぼ強制・自動加入する制度となっていたが、1990 年代終わりから 2011 年の「1 月 25 日革命」を経て、労働運動・抗議行動が全国的に広がる中、この官製労組への不満や反発も高まっていった。

(2) 独立系労働組合

「1 月 25 日革命」直後には独立系の労働組合が多く設立され、全体で 87 の労働組合が作られたという。エジプトの労働問題研究の第一人者であるジョエル・ベイニンによると、ムルシー政権の終焉を求める「タマッルド (反抗) 運動」が高まりを見せる中、特に以下のような主要な独立系組合がこれを支援する署名活動を展開した。

- ① 「労働組合労働者サービス・センター (the Center for Trade Union and Workers Services: CTUWS)」⁽¹⁹⁾
- ② 「エジプト独立労働組合連盟 (the Egyptian Federation of Independent Trade Unions: EFITU)」
- ③ 「エジプト民主労働議会 (the Egyptian Democratic Labor Congress: EDLC)」
- ④ 「アレクサンドリア労働者常設議会 (the Permanent Congress of Alexandria Workers: PCAW)」

こうした組織は全国レベルでの動員力には欠けていたが、「1 月 25 日革命」以降、2013

⁽¹⁸⁾ 2014 年末時点の労働人口は約 2960 万人 (世界銀行)。

⁽¹⁹⁾ この組織はエジプトの老舗の NGO で、特に 1990 年代に労働問題に特化していた。指導者カマール・アッバースはムバーラク政権時代、何度も拘束されたことがある。

年半ばまでの争議件数の増加の背景にはこうした独立系労働組合の急増があった（Beinin [2013]）。こうして多くの独立系労働組合が結成され、やがて大きく2つの独立系労働連盟が形成されていった。EFITU（2011年1月30日成立）とEDLC（2013年4月23日成立）である。しかしこれら連盟の傘下にはない独立系労働組合も存在した。実際には、独立系労働組合の多くは混乱し、弱体で、分裂し、資金不足の状態が続いてきたという（Charbel [2015]）。

EFITUの詳細は明らかでないが、2013年にEFITU関係者を招へいた日本の公益財団法人国際労働財団によると、EFITUの組合員数は約120万人⁽²⁰⁾、321組合と26連合会が加盟している。主要加盟産業として、①税務関係、②パイロット、③観光業、④製糖、⑤インフォーマルとされている（国際労働財団 [2015]）。独立系労組の中にインフォーマル部門を含め様々な職種からの参加者が集合していることが窺える。

こうした独立系労働組合運動は、「1月25日革命」以降、「エジプトの市民社会の中で最も活発な勢力」として注目されてきた。しかし、独立系労組の調査を行ったあるノルウェーの研究者によると、独立系労組は、前述のような課題（分裂、弱体、資金難）に加え、新たな3つの課題に直面しているという。すなわち、①要求内容が賃金を含む個別の職場改善に限られているケースが多く、構造改革や民主化を促すような主張が少ない、②地域ベースでの活動に限られており、全国レベルでの動員力に欠ける、③労働者の組織化の自由を保証する法的枠組みの整備が進んでいない、という課題である（Kindt [2014]）。

これら3つの新たな課題のうち①は、第2節で確認したように、争議参加者の要求内容が個々の緊急な問題解決に留まっていたことと合致している。②に関しても、より具体的な独立系労組の活動状況に関する研究が必要であるが、筆者の組合関係者からの聞き取りと共通した内容であると考えられる⁽²¹⁾。最後の③に関連し、「労働者の組織化の自由を保証する法的枠組みの整備」とはむしろ逆行する形で、国家レベルでの「取り込み／吸収」の動きとあいまって、独立系労働組合を公的な政治空間から排除していこうとする大きな流れが存在しているように観察される。以下この点について考察する。

3.2 独立系労働組合の取り込みと吸収、周縁化

(1) 活動家出身の労働大臣の就任

官製・独立系を含む多くの労働組合は、経済改革では新自由主義と親和的と評されたムスリム同胞団に対しては当初より距離を置いていたこともあり、ムルスィー政権への批判が高まる中で発生した2013年7月3日の軍部の介入に対して、官製・独立系労働組合、左派のグループ全体が一致して支持を表明した。しかし2013年半ば以降のスィーサー体制に

⁽²⁰⁾ 同財団のウェブサイトでも組合員数の表記が複数ある。同財団データベースの2015年11月20日付けの情報では、「組合員数は約30万人」、「加盟組合は318組合」とある。

⁽²¹⁾ 「エジプト独立労働組合連盟（EFITU）」の事務局メンバーであったファーティマ・ラマダンからの聞き取り内容による（2016年12月6日）。

対しては、官製労働組合はいうまでもなく、独立系労働組合関係者の間でも政権に対する距離感、姿勢にばらつきがみられる。

こうした中、独立系労働組合の政権への取り込みとして注目されたのが、ムルシー元大統領の失脚直後のカマル・アブーイータの労働大臣任命である (Charbel [2013a], [2013b])。同氏は EFITU の元リーダーで、長年労働運動活動家であった。しかし 2014 年 3 月に成立したマフラブ内閣によって、労働運動活動家の間で「ムバーラク政権の旧友」と悪評の高いナーヒド・アル=アシュリーが新しい労働大臣として任命され、アブーイータの任期は短命に終わった。

(2) 独立系労働組合の法的根拠をめぐる

独立系労働組合に対する風向きは、「1月25日革命」直後の時期と比較して大きく変わった。官製労組である ETUF は 2016 年 2 月、ギザ県裁判所に対し、EFITU とその傘下にある独立系労働組合を相手取り、「独立系労働組合は違法であるため、即刻解散するべきである」という訴えを申し立てた。1年以上前から準備されていたこの案件の審議は、組合関係者の情報として、争議関係者と治安部隊との緊張が高まっていることから再び延期されることとなった (Mohamed [2016])。

2016 年 3 月時点で判決の行方は未だ不透明ではあるが、抑えておくべき点として、労働組合法に関する議論がある。ETUF を唯一の公的な労働組合と定めたのは 1976 年制定の労働組合法であった。しかし、「1月25日革命」直後の比較的自由的な雰囲気の中で、当時のイサーム・シャラフ内閣のアフマド・アル=ボライ労働大臣の下、ETUF とは別に自由な労働組合の存在を認めようとする新労働組合法の法案が準備されていた。にもかかわらず、その後の国内政治情勢の変化の中で、この自由な新労働組合法案はお蔵入りしてしまったのである。

しかし憲法の観点から独立系労働組合の権利を主張する動きもある。前述の CTUWS はその声明文の中で、2014 年憲法の第 76 条に「国家は組合組織 (syndicates and unions) の独立性を保障すること」と謳っている、と指摘する (Charbel [2016])。

なお、この労働組合の結成の自由を阻害しているとして、ILO はエジプトを「労働者の権利を侵害している 25 か国のブラックリスト」に含めていた。しかし 2014 年 5 月、政府からの改善の約束を条件として、このリストからエジプトを外すことを発表した。政府代表団に同行した ETUF 議長は「エジプトはそもそも労働者の権利を侵害していなかった」と強調、副議長もブラックリストからの除外は外国投資の誘致に好影響を与えるだろうと述べた。これに対し、EFITU 事務局関係者は「エジプトにおける抗議活動ははまだ継続中である」と不満を表明した (Egypt Independent [2014])。

このように、独立系労働組合の置かれた国内状況は逆境的にみえるが、先述のノルウェーの研究者はこの状況を「ディレンマ」と指摘する (Kindt [2014])。さまざまな制約はありつつ、これまでのような各地域に根付いた労働運動を展開していくのか、あるいは抑圧や取り

込みのリスクを負いながらも全国レベルでの影響力の拡大を目指すか、というディレンマである。新たな国家—社会関係の再編成の中でエジプトの労働運動がどのように展開していくのかを理解するためにも、公的政治空間から排除され、周縁化されようとしてつつある独立系労働組合の今後を注視していかねばならない。

おわりに

本章では、まず 2000 年代の労働部門における法制度等の変化を概観しつつ、その改革の方向性が 2013 年半ば以降のスィーサー政権にどのように継承されてきているのかについて確認してきた。そして労働環境の不安定化の中で、労働者の側からはどのような主張があったのか、争議の地理的展開、さらに労働運動の主体としての労働組合をめぐる様々な課題を、特に独立系労働組合の置かれた苦境を紹介することで考察した。

スィーサー体制形成期は、基本的にはナズィーフ内閣期の経済改革路線を継承しているようにみえるが、混合した対応も確認される。「アラブ社会主義」時代からの雇用保障制度と政府部門を改革する一環として、公務員法制定・実施に対する強い姿勢を示しているが、これはムバーラク期および革命後の暫定諸政権が実現できなかったことである。一方、革命後に準備されてきた最低・最高賃金設定に関する法の施行は、いずれも内容的に問題はあるとはいえ、ムバーラク期ではありえなかった制度転換である。本文で確認したように、施行直後から既に「策法」化してしまっただが、特に後者は革命がなければ実現することはなかったであろう。その点で、スィーサー政権は、革命後の空気を踏まえ、あるいは利用する形で、サダト＝ムバーラク期の「長すぎた移行期」（長沢 [2012b]）という未完のプロジェクトを進めているようにも見える。

スィーサー大統領は当初、今も国民の間で「不正」のイメージから遠く思い出される故ナセル元大統領に自らを投影させようとしてきたことで知られる。官製・独立系の労組幹部出身者を取り込む一方、独立系労組の非合法化や争議の取締りを強化している点を踏まえると、ナセルから引き継いだのは「清廉」なイメージだけではないように思われる。「テロとの戦い」が強調される中、経済状況の悪化を背景とした観光客の回復を求める国民の声も追い風となり、ムスリム同胞団の封じ込め・弾圧とともに、労働環境の悪化の中で疎外される労働者や彼らの受け皿である独立系労組の自由な活動もまた抑え込まれている。楽観的要素は見当たらないが、「1 月 25 日革命」を経て、労働運動が獲得した成果が不十分な最低・最高賃金設定だけであったと判断するのは、いまだ時期尚早であると考えたい。

【追記】

本章の考察対象期間からずれるが、独立系労組に関連し、二つの事件を記しておきたい。

2016 年 2 月、イタリア人若手研究者がカイロ郊外で遺体として発見された。拷問の形跡から警察関係者によるものではないか、とも噂され、内外に大きな衝撃を与えた。被害者と

なった研究者はケンブリッジ大学博士課程に在籍、カイロ・アメリカン大学の客員研究員として、独立系労組の中でも特に（インフォーマル部門就業に代表的な）行商人の活動を調べていたという。事件の背後に、運動関係の集会で写真を撮られたことが原因だったとも、行商人の労働環境改善のため奔走しているうちにトラブルに巻き込まれたのではないかと、複数の憶測が流れた。2017年12月時点で真相は未だ解明されていない。

この事件と直接の関連性はないが、筆者が個人的に衝撃を受けたことがある。

2016年11月～12月の現地調査の折、筆者は独立系労組関係者数名と面談の機会を得た。その一人がスエズ運河庁勤務の50代後半の弁護士S氏であった。独立系労組の顧問的存在であり、柔和で理知的な紳士だった。次回調査での再面談を願って帰国したが、翌年1月半ば、突然の訃報が届いた。カイロの会議に出席後、スエズへの帰路で交通事故に遭ったという。国内独立系紙を中心に「スエズ労働運動の指導者の死」⁽²²⁾と報道され、事故で無残に変形した車の写真も掲載された。S氏を紹介してくれた人物にお悔やみのメールを送ると、1行だけの返信があった。NGO関係者の銀行口座凍結や海外渡航の制限といった話を思い出し、その後連絡を控えた。「萎縮」という言葉を思い起こす。

これら二つの事件は直接関連しない。両者はお互いの存在も知らなかっただろう。亡くなり方も異なる。しかし、独立系労組の調査や運動の支援を通じて、公的政治空間から排除されてきた人々の声に耳を傾けようとしていた点で、両者は共通していたのではないかと。謹んでお二人のご冥福をお祈りしたい。（2017年12月18日）

<参考文献>

<日本語文献>

池田美佐子 2016.『ナセル アラブ民族主義の構成と終焉』山川出版社。

井堂有子 2014.「エジプトの内閣改造劇：賃金問題とストライキの波」アジア経済研究所、平成25年度政策提言研究。

http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Seisaku/pdf/1404_idou.pdf

伊能武次・土屋一樹 2012.『エジプト動乱：1.25革命の背景』アジア経済研究所。

岩崎えり奈 2017.「第4章 貧困・失業と経済格差・不平等の研究と理論」私市正年・浜中新吾・横田貴之編『中東・イスラーム研究概説 政治学・経済学・社会学・地域研究のテーマと理論』明石書店。

加藤博・岩崎えり奈 2013.『現代アラブ社会「アラブの春」とエジプト革命』東洋経済新報

⁽²²⁾ 追悼文として、<https://www.madamasr.com/en/2017/01/19/news/u/obituary-in-memory-of-prominent-labor-activist-seoud-omar/>を参照。

社.

柏木健一 2008. 「第6章 社会・労働政策」山田俊一編『エジプトの政治経済改革』アジア経済研究所.

金谷美紗 2012. 「2000年代後半における抗議運動と1.25革命—労働運動と民主化運動の発展過程に着目して—」伊能武次・土屋一樹編『エジプト動乱：1.25革命の背景』アジア経済研究所.

河村有介 2015. 「エジプトにおける社会保障と「社会契約」—ムバーラク政権下の食料補助金制度と公的雇用を事例として—」『アジア・アフリカ研究』55(3) 49-68.

清水学 1992. 「「アラブ社会主義」論の再検討」清水学編『アラブ社会主義の危機と変容』アジア経済研究所 3-36.

—— 2011. 「アラブの春と「包括的発展」」『中東・南アジア地域の平和システム構築に向けて』アジア経済研究所.

http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Seisaku/pdf/1110_shimizu.pdf

鈴木恵美 2013. 『エジプト革命 軍とムスリム同胞団、そして若者たち』中公新書.

長沢栄治 1984. 「エジプト—食料補助金と都市貧困層」宮治一雄編『中東の開発と統合』アジア経済研究所.

—— 2012a. 『エジプト革命 アラブ世界変動の行方』平凡社.

—— 2012b. 「門戸開放記エジプトの国家と社会—グローバル化の波と社会運動」柳原悠・栗田禎子編『アジア・中東—共同体・環境・現代の貧困』勁草書房 239-268.

山田俊一 2008. 『エジプトの政治経済改革』アジア経済研究所.

<外国語文献>

Abdeli-Fadil, Mahmoud. 1980. *The Political Economy of Nasserism: A Study in Employments and Income Distribution Policies in Urban Egypt, 1952-72*. Cambridge: Cambridge University Press.

Adly, Amr. 2014. *The Sisi's Government's Attempts to Win Over Egypt's Civil Servants*, Carnegie Middle East Center, August.

—— 2016. *Civil Service Reform in Egypt: Between Efficiency and Social Peace*, Carnegie Middle East Center, 27 March.

Aggour, Sara. 2016. "The war of wages: maximum wages lose the fight." *Daily News*, 5 April.

Badr El-Din, Karim. 2014. "Privatization: A Key to Solving Egypt's Economic Woes." *Voices and Views: Middle East and North Africa, World Bank*, 3 November.

Bahaa-Eldin, Ziad. 2015. "Egypt's New Civil Service Law: The Pros and Cons." *Ahram Online*, 19 August.

- Beinin, Joel. 2016. *Workers and Thieves: Labor Movements and Popular Uprisings in Tunisia and Egypt*. Stanford University Press.
- . 2013. *Egyptian Workers After June 30*, Middle East Research and Information Project, 23 August.
- Charbel, Jano. 2012. “One Year On, Labor Revolution Is Stalling.” *Jadaliyya*, 24 January.
- . 2013a. “And Where Do the Workers Stand? Syndicates, Unions Divided Over Mursi’s Ouster.” *Jadaliyya*, 16 July.
- . 2013b. “Labor activist wages into the deep state: Kamal Abu Eita, the new minister of manpower.” *Mada Masr*, 30 September.
- . 2016. “Why are Egypt’s independent trade unions on trial?” *Mada Masr*, 8 February.
- Egyptian Center for Economic and Social Rights. 2014. “ECESR Publishes Major Report on 2013 Protests in Egypt.” *ECESR*, 7 July.
- . 2015. *Labor Protests in 2014 (taqrīr al-ihitijājāt ah-‘ummālīyah li-‘ām 2014)*, Cairo: ECESR.
- Egypt Independent*. 2014. “ILO lifts Egypt’s name from short-term blacklist.” May 30.
- Golia, Maria. 2015. “Taking On Egypt’s Big Bureaucracy.” *Middle East Institute*, 15 October.
- Kindt, Kristian T. 2014. “Trapped outside politics: Egyptian independent unions’ democratizing dilemma.” *NOREF-report*, Norwegian Peacebuilding Resource Centre, July.
- Mohamed, Amra. 2016. “A ‘dormant volcano’: The battle of Egypt’s independent unions.” *Middle East Eye*, 13 March.
- Nazier, Hanan and Ramadan, Racha. 2014. “Informality and Poverty: A causality dilemma with application to Egypt.” *Economic Research Forum Working Paper No. 895*.
- Nour, Ayman. 2016. “Egypt Fighting Corruption: A New Law on Civil Service.” *Al-Tamami & Co.*, June/July.
- Posusney, Marsha P. 1997. *Labor and the State in Egypt: Workers, Unions, and Economic Restructuring*. Columbia University Press.
- Ramadan, Fatima and Adly, Amr. 2015. “Low-Cost Authoritarianism: The Egyptian Regime and Labor Movements Since 2013.” *Carnegie Middle East Center* September.
- Said, Mona. 2015. “Wages and Inequality in the Egyptian Labor Market in an Era of Financial Crisis and Revolution.” *Economic Research Forum Working Paper No. 912*.
- The Middle East Library for Economic Services (MELES). 2015a. “Civil Service Law

(*qānūn al-khidmāt al-madanīya*.” Cairo: MELES.

— 2015b. “Law No. 35/1975 Promulgating the Law on Trade Union” Cairo: MELES.

— 2014. “Prime Minister Decree No.63 of the year 2014 (on wages and salaries).” Cairo: MELES.

The Solidarity Center. 2010. *Justice for All: The Struggle for Worker Rights in Egypt*. Washington D.C.: The Solidarity Center.

Wahba, Jackline and Assaad, Ragui. 2015. “Flexible Regulations and Informality in Egypt.” *Economic Research Forum Working Paper* No. 915.

World Bank. 2014. *Arab Republic of Egypt - More jobs, better jobs: a priority for Egypt*. Washington, D.C.: World Bank Group.

<新聞>

Ahram Online

Al-Maṣrī al-Yawm

Al-Yawm al-Sābi‘

Daily News Egypt

Egypt Street

Mada Masr

<ウェブサイト、Facebook サイト>

Economic Research Forum (ERF) : <http://www.erfdataportal.com/index.php/catalog>

国際労働財団 : <http://www.jilaf.or.jp/>

独立系労働組合 : <https://www.facebook.com/الصفحة-الرسمية-للاتحاد-المصرى-للنقابات-المستقلة-EFTU-761116893953238/>

労働組合連盟 : <http://etufegypt.com/>, <https://www.facebook.com/awzynHqna/timeline>

ミスル紡績織物会社 : <http://www.misrhelwantextile.com/>